

## Club Anchor 会員規定

(2022年4月1日改定)

### 第1条 (目的)

1. この規定は、Club Anchor (以下「クラブアンカー」といいます。)における各種サービスおよび特典 (以下「会員特典」といいます。)の提供にあたり、株式会社横浜銀行 (以下「当行」といいます。) および会員間の権利義務関係等を定めたものです。
2. クラブアンカーは、当行が提供する個人のお客さま向け会員組織です。ただし、個人事業主は除きます。

### 第2条 (会員資格および特典利用者の範囲)

1. クラブアンカーの会員 (以下「会員」といいます。)は、当行所定の方法により申込みされた個人のお客さま (ただし、個人事業主は除く)のうち、当行が会員として適当と判断した方とします。
2. 会員資格は、当行が登録手続きをおこなった日から発生し、退会もしくは会員資格の取り消し等になるまで有効となります。
3. 会員資格は、会員本人のみに付与されるものとします。
4. 会員特典は、会員本人のみが利用できるものとします。ただし、第4条第1項第4号および第5号については会員本人のほか、一親等以内の親族も利用できるものとします。
5. 会員が次の各号に該当すると当行が判断した場合には、当行は会員に事前に通知することなく、会員資格を取り消すことがあります。
  - (1) 当行に住所や連絡先の変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により、会員の所在が不明になったとき
  - (2) 会員に相続が発生したとき
  - (3) 支払いの停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき
  - (4) 会員が本規定に違反したとき
  - (5) 会員からの申込内容に虚偽があるとき
  - (6) その他当行が会員として適切でないと判断した場合

### 第3条 (入会)

1. 満55歳になる月から入会できます。
2. 申し込みにあたっては、当行所定の方法により申し込みください。なお、当行が登録手続きをおこなった日が入会日となります。

### 第4条 (会員特典)

1. 会員はお取引状況等に応じて、つぎの会員特典を利用することができます。
  - (1) 手数料の割引
  - (2) お誕生日定期 (お誕生日月におけるスーパー定期の金利の上乗せ)
  - (3) 貸金庫初年度使用料無料
  - (4) 提携サービス
  - (5) その他、会員向けサービス

2. 各種会員特典の内容については事前にホームページへの掲載等当行所定の方法によりお知らせしたうえで、変更・中止する場合があります。

#### 第5条（入会金・年会費等）

入会金・年会費等は無料です。ただし、申し込みの会員向けサービスによっては所定の費用がかかる場合があります、その費用は会員の負担とします。

#### 第6条（会員特典：手数料の割引）

1. 月末のお預かり資産が 1,000 万円以上である場合（※1）には、翌月 15 日より翌々月 14 日まで以下の 3 つの手数料が割引になる「ゼロ手数料」を適用します。
  - （1）横浜銀行ATM時間外利用手数料無料
  - （2）コンビニ等ATM利用手数料無料（期間中 2 回まで（※2））
  - （3）〈はまぎん〉マイダイレクト・はまぎんアプリ他行あて振込手数料無料（期間中合計 2 回まで（※2））
2. 会員特典としての「ゼロ手数料」と、その他の手数料割引を、重複して受けることはできません。

（※1）お預かり資産とは、クラブアンカー登録店における会員ご本人名義の普通預金（決済用普通預金を除く）・貯蓄預金・定期預金・積立定期預金・納税準備預金・通知預金・外貨普通預金・外貨定期預金・投資信託・公共債の各お取り引きの月末合計残高を指します。クラブアンカー登録店の追加（※3）を希望される場合は、当行所定の方法により申し込みください。

なお、月末残高の判定に際し、以下の商品については次の基準によって換算します。

外貨普通預金：月末時点で当行が公表している仲値レート

外貨定期預金：作成日に当行が公表している TTS レート（ただし、外貨普通預金から作成した場合、または書替後については、月末時点で当行が公表している仲値レート）

投資信託：月末時点での基準価額

公共債：債券の額面金額

（※2）クラブアンカー登録店ごとに計算します。

（※3）クラブアンカー登録店の（追加）設定とはゼロ手数料登録店設定を指します。

#### 第7条（会員特典：お誕生日定期）

1. お誕生日の月の 1 日から末日までの間に、3 か月ものスーパー定期（自動継続）を当行本支店窓口で新規で作成された場合、金利を上乗せします。
2. お誕生日定期には、金額の制限があります。また、金利の上乗せ幅は、お取引状況により異なります。詳しくは店頭でご確認ください。
3. お誕生日定期は、他の金利上乗せプランや金利上乗せキャンペーン等とは併用できません。

#### 第8条（会員特典：貸金庫初年度使用料無料）

1. 新たに貸金庫をご契約になる場合は、ご契約月から翌年1月末までの貸金庫使用料を無料とします。
2. 申し込みの際は、当行所定の審査があります。
3. 店舗により、ご希望の種類、タイプがない場合があります。また、貸金庫に空きがない場合があります。詳しくは事前にお取引店までお問い合わせください。
4. 初年度の使用料は無料となり、翌年以降の使用料は、毎年2月15日（休日の場合は翌営業日）に翌年1月末までの1年分（前払い）を、ご指定の口座から自動引き落とします。

#### 第9条（会員特典：提携サービス）

1. 提携サービスは、会員の希望に応じて、当行が提携する企業（以下「提携企業」といいます。）を紹介するサービスです。
2. 会員が提携企業の商品・サービスを利用するにあたっては、提携企業が定める規定等により取り扱われます。会員は、提携企業との間で、商品・サービスの内容・方法、利用料等について紛議が生じた場合、自己の責任において解決するものとします。
3. 提携企業が会員に対して提供する商品・サービスの具体的な内容・方法等について、当行は関与しません。また、各提携企業の商品・サービスの内容・方法および商品・サービスの不提供・不完全な提供に関して会員が被った損害・損失について当行は責任を負いません。

#### 第10条（会員特典：その他、会員向けサービス）

会員向けに提供するセミナーやイベント、その他のサービスについては、店頭もしくは当行ホームページ等においてお知らせします。

#### 第11条（譲渡・質入れ等の禁止）

会員は、会員資格、会員特典を利用する権利を、譲渡、質入れその他第三者の権利設定、もしくは第三者に利用させることはできません。

#### 第12条（会員特典の停止・中止）

1. 当行の都合により、会員特典の全部または一部を停止または中止することがあります。この場合には、事前にホームページへの掲載等当行所定の方法によりお知らせします。
2. 天変地異や争乱、金融情勢の変化、重大なシステム障害その他当行が相応の事由があると判断した場合、事前の予告なしに会員特典の全部または一部を停止または中止することがあります。

#### 第13条（有効期間）

会員資格の有効期間は入会日から最初に到来する3月末日までとします。ただし、有効期間到来の1か月前までに会員または当行からの申し出がない限り、期間満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

#### 第14条（退会等）

1. 会員が退会を希望する場合は、当行所定の方法により通知するものとします。

2. 以下の場合には、会員資格は終了します。
  - (1) 会員に相続が発生した場合
  - (2) クラブアンカー登録店のすべての口座が解約となった場合
  - (3) 第2条第5項各号に該当した場合
3. 次のいずれかに該当する場合は、当行は、当該会員の会員資格を停止することがあります。  
この場合、会員特典は付与されません。
  - (1) 会員ご本人と連絡が取れない場合（会員が連絡を拒んでいる場合を含みます）
  - (2) 会員が、本規定のほか当行との約束、契約に違反したとき
4. 第1項に基づき会員が退会をするとき、会員がすでに提携企業と契約しているサービスへの影響については、会員が別途提携企業との間で確認するものとします。

#### 第15条（会員の禁止行為）

1. 会員は、以下の行為をしてはならないものとします。
  - (1) 公序良俗に反する行為
  - (2) 他の会員または第三者を誹謗中傷する行為
  - (3) 他の会員または第三者に不利益を与える行為
  - (4) 他の会員または第三者の人権を侵害する行為
  - (5) 法令に違反する行為または違反のおそれがある行為
  - (6) クラブアンカーの運営を妨害する行為
  - (7) クラブアンカーの信用を毀損する行為
  - (8) その他当行が不適切と判断する行為
2. 会員が前項の禁止行為を行い、当行または第三者に損害を与えた場合には、会員は当該損害を賠償する責任を負うものとします。
3. 会員が公開、頒布、流布した情報等により、第三者との間で紛争が生じた場合には、会員は自己の負担と責任でその一切を解決することとし、当行にいかなる迷惑もかけないものとします。

#### 第16条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 会員は、本サービスの登録時および登録後において、自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）、または次のいずれかに該当しないことを表明し、確約するものとします。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益をはかる目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 会員が前2項のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当行は会員資格の停止または取り消し（以下「当該処分」といいます。）をすることができるものとします。なお、会員は、当行が当該処分により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 第17条（通知等）

登録口座について届出の住所、氏名にあてて当行が発送した通知等は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### 第18条（規定および会員特典の変更）

1. 本規定の変更、会員特典の内容の変更または廃止（以下総称して「変更等」といいます。）ならびにクラブアンカーの廃止については、当行が会員に変更等の内容およびクラブアンカーの廃止を通知または表示（店頭表示、ホームページへの掲載その他当行所定の方法で公表すること。）することにより、当行の都合で行うことができるものとします。
2. 前項に定める変更等およびクラブアンカーの廃止は、前項の通知または表示の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した適用開始日から適用されるものとします。

#### 第19条（免責）

1. サービスの変更・中止、クラブアンカーへの加入・退会等により何らかの紛議・損失が発生した場合においては、当行の責めによる場合を除いて当行は責任を負いません。
2. その他、天災・戦乱等当行の責めに帰すことのできない事由による紛議・損失については、当行は責任を負いません。
3. 会員が、会員特典の利用により損害を被ったとしても、当行および提携企業の故意・重過失により発生したものでない限り、当行および提携企業は当該損害を賠償する責任を負いません。
4. 会員が会員資格を喪失した場合は、以降、当行は会員特典の提供義務を負いません。

#### 第20条（準拠法・合意管轄）

1. 本規定および本規定に基づく諸取引の準拠法は日本法とします。
2. 本規定および本規定に基づく諸取引に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の合

意管轄裁判所とします。

以上